

指定卸売医療用ガス類又は指定卸売歯科用医薬品を販売又は授与する場合には、次に掲げる薬剤師以外の者が営業所管理者となることが認められています。

### **指定卸売医療用ガス類**

- 1.旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 2.旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者
- 3.指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者
- 4.都道府県知事が1から3までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者
  - 1.旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条に基づく特例販売業においてガス性医薬品の販売若しくは授与に関する業務又は新法第25条第3号に規定された卸売販売業において指定卸売医療用ガス類の販売若しくは授与に関する業務に従事し、これらの通算従事期間が3年以上となる者（卸売販売業において指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者を除く。）
  - 2.特例販売業においてガス性医薬品の販売若しくは授与に関する業務又は卸売販売業において指定卸売医療用ガス類の販売若しくは授与に関する業務に従事し、これらの通算従事期間が5年以上となる者（卸売販売業において指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者を除く。）
  - 3.ガス性医薬品の販売又は授与を行う特例販売業の営業者（法人の場合は、特例販売業の許可に際し知識経験を有するとされた者。）で、引き続き卸売販売業の営業所管理者となる者

### **指定卸売歯科用医薬品**

- 1.旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 2.旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者
- 3.指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者
- 4.都道府県知事が1から3までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者
  - 1.旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する科目を修得した後、改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条に基づく特例販売業において歯科用医薬品の販売若しくは授与に関する業務又は新法第25条第3号に規定された卸売販売業において指定卸売歯科用医薬品の販売若しくは授与に関する業務に

従事し、これらの通算従事期間が 3 年以上となる者（卸売販売業において指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に 3 年以上従事した者を除く。）

2. 特例販売業において歯科用医薬品の販売若しくは授与に関する業務又は卸売販売業において指定卸売歯科用医薬品の販売若しくは授与に関する業務に従事し、これらの通算従事期間が 5 年以上となる者（卸売販売業において指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に 5 年以上従事した者を除く。）

3. 歯科用医薬品の販売又は授与を行う特例販売業の営業者（法人の場合は、特例販売業の許可に際し知識経験を有するとされた者。）で、引き続き卸売販売業の営業所管理者となる者

### **指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品**

上記のいずれにも該当する者